# コープピーアンドエスがおすすめする ②交通傷害保険

交通事故傷害危険のみ補償特約付き 標準傷害保険

# 自壓車



# ご自身の保障

ケガをしたとき



自動車と接触し、ケガをした。

駅ホームの階段で転倒して ケガをした。

運行中の乗り物との衝突、接触などの事故・乗り物の 火災による事故なども保障されます。

### 被害者となったとき



自転車に轢かれ大ケガを負った が、相手が何も対応してくれな いので、損害賠償請求したい。

※弁護士費用等補償をセットした

# あなたに合ったコースをえらべます

月額保険料



団体割引

適用

プランの保障内容となります。

# 相手の方への保障

#### 加害者となったとき

※個人賠償責任補償をセットしたプランの保障内容となります。



自転車で 歩行者と接触し ケガをさせた。



自転車で 停車中の車に ぶつかり傷を つけた。



飼い犬が他人に かみついて ケガをさせて しまった。



お子さまが 遊んでいて 隣家のガラスを 割った。

CASE 1

小学生が夜間自転車で歩行者(女性・ 62歳)に正面衝突。被害者は転倒して 頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が

ちょっとした 不注意が 大きな事故に つながります



9,330万円

男子高校生が夜間、イヤホンで音楽を 聞きながら無灯火で自転車を運転中に、 パトカーの追跡を受けて逃走し、職務質 問中の警察官 (25歳) と衝突。警察官は、 頭蓋骨骨折等で約2か月後に死亡した。 (高松高等裁判所、令和2 (2020) 年7月22日判決)

# 自転車だからお互いさま"では済まされない!!

※判決認容額とは、裁判における判決文で加害者が支払いを命ぜられた金額です(上記金額は概算額)。 裁判後の上訴等により、加害者が実際に支払う金額と異なる可能性があります。

※この団体契約は、前年度契約の被保険者数により20%の団体割引が適用されています。今年度の被保険者数が1,000名に達しなかった場合には翌年度の保険料(保険金額)が変更となります。また、この保険制度の保険金のお支払い状況等によっては今後変更となることがありますので、あらかじめご承知おきください。

お問い合わせは お気軽にどうぞ

〈取扱代理店〉株式会社コープピーアンドエス

●営業時間 月~金午前9:00~午後5:00[土日休業]

- ◆団体保険契約者/生活協同組合おかやまコー
- ◆引受保険会社/共栄火災海上保険株式会社

詳しくは**中面を**ご覧ください。



は、自転車補償プラン係 行り は、インピーアンドエス は、カルガ1F は、カルガ1F は、カルガ1F は、 日本 は

郵

送用

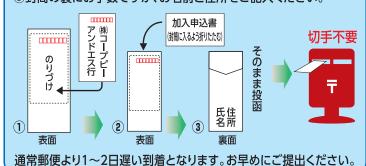
キリ

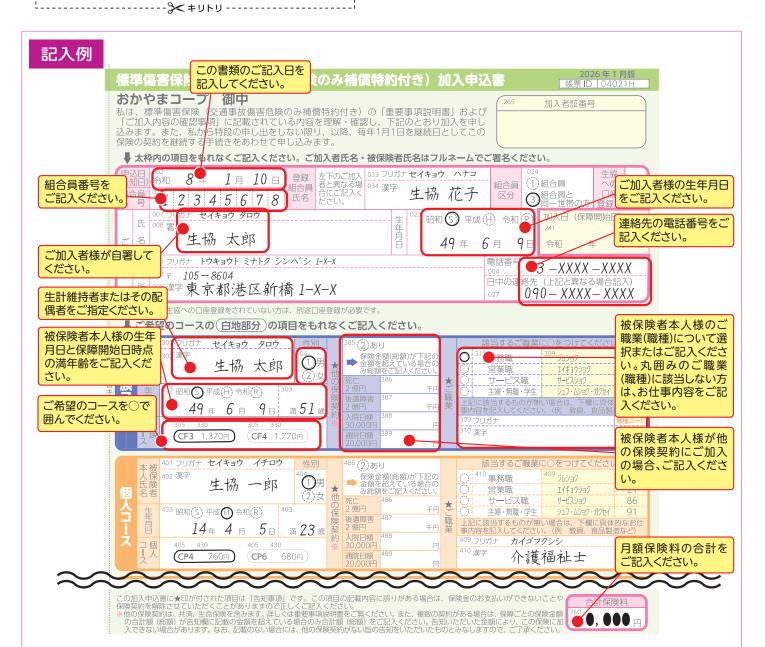
իկիրիոկիկիվիոգերերերերերերերերերերեր

加入申込書の郵送(切手不要)にご利用いただけます。地域担当者へお渡しいただく場合は手渡しを基本にお願いいたします。

# 自転車補償プラン加入申込書の郵送方法

- ①左の宛名部分を点線に沿って切り取り、お手持ちの封筒の上半分にしっかりと、のり付けしてください。封筒は、郵送に差しつかえないものであれば、どんな封筒もご使用いただけます。 〈最大サイズ120×235mm〉
- ②その封筒の中に加入申込書を折ってお入れください。
- ③封筒の裏にお手数ですが、お名前と住所をご記入ください。





標	準傷害保険(交通事故傷害危険のみ補償	特約付き)加入申込書	<b>2026 年 1 月版</b> 帳票 ID │ 04021H						
	かやまコープ 御中 は、標準傷害保険(交通事故傷害危険のみ補償特約付き)(	の「重要する説明書」および 265	加入者証番号						
[ [ ]	で、「京年陽古体院(文通事成陽古紀候のの情質が別りと)、 ご加入内容の確認事項」に記載されている内容を理解・確認 みます。また、私から特段の申し出をしない限り、以降、毎9	し、下記のとおり加入を申し							
保险	食の契約を継続する手続きをあわせて申し込みます。 <b>  太枠内の項目をもれなくご記入ください。ご加入者氏名・</b>		<del></del>						
(H	込日 002   本下のご知り(	33 フリガナ	024						
	知日) <sup>71</sup>		①組合員 への 有 ③組合員と 口座 無 ③同一世帯の方 登録※ 無						
	007 フリガナ   氏 008 署名	生 <sup>023</sup> 昭和 (S) 平成 (H) 令和 (R	加入日(保障開始日)						
ご 加	名		日 令和 年 月1日						
入者	005 フリガナ 住 1003 <sub>〒</sub>	電話番号 004							
	所 006 漢字	日中の連絡 027	先(上記と異なる場合記入) ー ー ー						
※加.	入申込時、生協への口座登録をされていない方は、別途口座登録が必要で								
	ご希望のコースの(白地部分)の項目をもれなくご記述         本被       301 フリガナ       性別       385(2)		浅業に○をつけてください。						
" "	人保 302 漢字 (1) 男 ↓ ◆ 余	食金額(総額)が下記の 原を超えている場合の	<sup>309</sup> ジムショク <sup>311</sup> 11						
加入者キリ		総額をご記入ください。 ★ 386 ★ サービス職							
家族コー	日 日 日 日 法 炭 2億円	計 387 職 十円 業 上記に該当するものが 事内容を記入してくだ	姓 <mark>- シュフ・ムショク・カクセイ - 91</mark> が無い場合は、下欄に具体的なお仕 ざい。(例 教員、食品製造など)						
ス	年 月 日 満 歳 約 入院日8 30.000 30.000 30.000 4 族 (CF3 1,370円) (CF4 1,770円) 通院日8 通院日8 30.0000 30.000 30.000 30.000 30.000 30.000 30.000 30.000 30.000 30.000 30.000 30.000 30.000 30.000 30.000 30.000 30.0000 30.0000 30.	刊 309 フリガナ 310 滞中	職種コード 311 <sub> </sub>						
	20,000	円 円							
	本被 401 フリガナ 性別 485 ② 人保 402 漢字 (1)男 (2)女 他 → 分	あり (全額(総額)が下記の 頂を超えている場合の (表記) (本語) (本語) (本語) (本語) (本語) (本語) (本語) (本語	戦業に○をつけてください。  409 シムショワ 41111						
傉	上	りを超えている場合の 密額をご記入ください。 営業職	Iイギョウショク 21						
Ϊ́	■ 古   険   後長門	-   燃   上記に該当りるもの/	が無い場合は、下欄に具体的なお仕						
Ż	カー	日 488 円 円 410 海南	ざい。(例 教員、食品製造など) <u>職種コード</u> 411,						
	CP4 760円	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1							
	本被 501 フリガナ 性別 585 (2) 人 保 502 漢字 504 (4) (4)	あり <u>     該当するご</u> 金金額(総額)が下記の	業に○をつけてください。 509 シムショク 51111						
値	氏険   名者	原を超えている場合の 総額をご記入ください。 営業職	エイギョウショク 21						
	生 533 昭和(S) 平成(H) 令和(R) 503 (2 億円 (全) 後遺障	千円 ご 主婦・無職・ 与 主婦・無職・ 与 まった で 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1							
	■ 日 日 日 H 満 歳 契 <del>△ 18 D</del>	509 フリガナ	さい。(例 教員、食品製造など) 職種コード						
	スプログログラス (CP4 760円) (CP6 680円) 通院日報 20,000	510 漢字	511						
: 保険	加入申込書に★印が付された項目は「告知事項」です。この項目の記載内 契約を解除させていただくことがありますので正しくご記入ください。								
; C	の保険契約は、共済、生命保険を含みます。詳しくは重要事項説明書をご覧く 2合計額 (総額) が告知欄に記載の金額を超えている場合のみ合計額 (総額) 、できない場合があります。なお、記載のない場合には、他の保険契約がない旨	をご記入ください。告知いただいた金額により、こ	の保険に加している。						
使用機	支付連番     申込書受付日     事業所名       病     年     月     日		管店 <sup>261</sup> 21565 注理店 <sup>262</sup> 64622401000						
使金	会 加入者証   再計上   承認 NO.	その他	(理治   04022401000						
開欄	開								
	標準傷害保険 (交通事故傷害危険のみ補償特約付き) 加入申込書 受付控え **この 「受付控え」は、加入者証をお届けするまで大切に保管してください。								
Ť	「	申込書受付日 <b>事</b>	写業所名 担当者名 (二)						
	様 GF4: 1.770円 (プリス)	EP6: 680 <sub>円</sub> ) 年 月 日							

		家族コース(ご家族全員を保障)		個人コース(ご本人のみを保障)	
月額保険料		<b>1,370</b> <sub>ฅ</sub>	1,770⋴	<b>760</b> <sub>₽</sub>	<b>680</b> <sub>₽</sub>
保障内容		家族基本プランα	家族充実プランα	個人充実プランα	個人充実プランα (賠責なし)
	契約の型	CF3	CF4	CP4	CP6
相手への保障	個人賠償責任	最高	億円	最高 1 億円 —	
	傷害入院 (事故日から180日以内)	<sup>□額</sup> <b>5,000</b> 円	<sup>日額</sup> <b>7,000</b> 円	<sup>□額</sup> <b>7,000</b> 円	
(C)	傷害通院 (事故日から180日以内) 90日限度	<sup>□额</sup> <b>2,500</b> <sub>円</sub>	□额 3,500円	<sup>□额</sup> <b>3,500</b> 円	
身	傷害 <sup>み 院 中</sup> 術	5万円	<b>7</b> 万円	<b>7</b> 万円	
ご自身の保障	手術の単術	2.5 万円	3.5万円	3.5 лн	
障	傷害死亡	<b>300</b> 5円	<b>500</b> <sub>万円</sub>	<b>400</b> <sub>58</sub>	
	傷害後遺障害 (後遺障害の程度に) 応じて	12 лн~300 лн	<b>20</b> <sub>БР~</sub> <b>500</b> <sub>БР</sub>	16 лн~400 лн	
弁護士費用		最高 <b>300</b> 万円		最高 <b>300</b> 万円	
法	律相談費用	最高10万円		最高 10 万円	
被害事故補償		最高 <b>2,000</b> 万円		最高 <b>2,000</b> 万円	

※「家族コース」は、ご家族全員を保障します。ご家族とは被保険者本人、本人の配偶者、本人またはその配偶者の「同居のご親族および別居の未婚のお子さま」をいいます。「個人賠償責任」は個人コースでもご家族全員を保障します。 「個人賠償責任」部分につきましては、「同様の保障を行う他の契約(共済契約を含みます)・特約」がある場合、保障が重複することがあります。

一加入に際しては、保障内容の差異や保険金額、その保障の要否をご確認ください。

「個人充実プランα(賠責なし)」については、ご本人もしくはご家族の方が加入されている個人賠償責任補償との重複を防ぐために設けたプ ランとなります。

#### お申し込み締切日と保障開始日

🕧 お申し込み締切日:毎月末日

2 保障開始日:お申し込み締切日の翌々月1日 午前0時

❸ 初回保険料の□座振替日:保障開始月の26日 (金融機関休業日の場合は翌営業日)

#### 解約される場合の書類のご提出締切日

🕧 ご提出締切日:毎月末日

2 保障終了日:ご提出締切日の翌々月1日 午後4時

🚯 最終保険料の口座振替日:ご提出締切日の翌月26日 (金融機関休業日の場合は翌営業日)

## コープピーアンドエスがおすすめする交通傷害保険(標準傷害保険)の重要事項説明書

- エスがおすすめする交通傷害 にいる場合では、コーダーと、アイスのようなのでは、 保険(標準傷害保険)に関する重要事項(「契約概要」)。 起情報」等)についてご説明しています。ご加入前に必ず みいただき、お申し込みくださいますようお願いします。 「注意喚 加入前に必ずお読 みいただき、
- ご加入者以外にこの保険の保障を受けられる方がいらっしゃる場合には、その方にもここに記載していることがらをお伝えく ださい。

**契約概要→**保険商品の内容をご理解いただくための事項 主意喚起情報 → ご加入に際してご加入者にとって不利益となる事 項等、特にご注意いただきたい事項

この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については「ご加入のしおり」をご参照ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。

#### ご加入前におけるご確認事項

おかやまコー の保険は、 -プを保険契約者とし、生協の組合員や そのご家族を被保険者とする団体契約です。

### 商品のしくみ 契約概要

この保険は交通事故等により、被保険者がケガをなくなりになったとき等に保険金をお支払いします。 被保険者がケガをされたりお亡

## 3. ご加入者の範囲 契約概要

●この保険にお申し込みいただけますのは、おかやまコープの組 合員または組合員と同一の世帯に属する方となります。 「ご加入者」とはこの保険をお申し込みいただく方をい

#### 被保険者としてお名前をご記入いただける方

●家族コース:被保険者本人には、組合員または組合員と同一の 世帯に属する方のうち生計維持者(世帯主)また

はその配偶者をご指定ください。

- ●個人コース:被保険者には、次の①~③のいずれかおひとりを ご指定ください。
- ①組合員または組合員と同一の世帯に属する方
- ②上記①の配偶者、ご両親
- ③上記①と生計を共にする同居の親族、生計を共にする別居の 未婚のお子さま
- 「被保険者」とはこの保険の保障を受けられる方で 「候席等」とはこの保険のが保険を入れるが、「他 保険者本人」とはこの保険の加入申込書に被保険者とし てお名前をご記入いただく方をいいます。また「親族」とは、 ご本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内 の姻族をいい「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないこと をいいます。

#### 5. 被保険者の範囲 契約概要

被保険者の範囲は本重要事項説明書記載の≪保障の概要≫でご確認 ください。

## 6. 主な保障内容 <mark>契約概要</mark> 注意喚起情報

●保険金をお支払(ハする場合

本重要事項説明書記載の≪保障の概要≫「保険金をお支払いする 場合」をご参照ください。

●保険金をお支払いできない場合

本重要事項説明書記載の≪保障の概要≫「保険金をお支払いできない主な場合」をご参照ください。

\*主なものを記載しています。詳細は「ご加入のしおり」等で ご確認ください。

#### 7. 保障の重複に関するご注意 注意喚起情報

次表の特約等のご加入にあたっては、保障内容が同様のご契約(傷 害保険以外の保険にセットされる特約や共栄火災以外の保険を含みます。)が他にある場合、保障が重複することがあります。保障が重複することがあります。保障が重複すると、特約等の対象となる事故について、どちらの保 険からでも保障されますが、いずれか一方の保険からは保険金が 支払われない場合があります。保障内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約等の要否をご判断いただいたうえで、ご加入く

1 保険のみに特約をセットした場合、保険を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が保障の対象外になったときなどは、特約の保障がなくなることがあります。ご注意ください。 (注)

<保障が重複する可能性のある主な特約(保障)>

今回ご加入いただく保障	保障の重複が生じる他の保障の例
個人賠償責任補償特約	普通傷害保険 賠償責任補償特約
被害事故補償特約	安心生活総合補償保険(普傷型)被害事故補償特約
弁護士費用等補償特約	普通傷害保険 弁護士相談·委任費用補償特約

#### 8. 保障の開始・終了時期および保障期間 契約概要 注意喚起情報

- ●保障の開始は、毎月所定の締切日(毎月末日)までに加入申込書を提出いただきますと、その締切日の翌々月1日の午前0時になります。
- 保障の終了は、 までとなります。 保障開始後最初に到来する1月1日の午後4時
- 保障期間は、特段のお申し出をされない限り、毎年1年間自動的に継続します。継続後の保障期間は、1月1日の午後4時から翌年の1月1日の午後4時となります。

## 保険金額の設定およびお引受条件等 <mark>契約概要</mark>

- ●保険金額の設定にあたっては、次のa.~c.にご注意ください。 a. お客さまが実際に契約する保険金額については、本パンフ レットでご確認ください。
  - 加入限度は以下の通りです。

家族コース:1家族につき、合計で1加入

個人コース:1被保険者につき1加入

保険金額・日額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえて設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html)等をご確認ください。

### 10. 保険料決定の仕組み <mark>契約概要</mark>

●保険料は選択される契約タイプ(保険金額)、保障期間等により決定されます。お客様が実際にご加入いただく保険料は加入 申込書でご確認ください。

#### 11. 保険料の払込方法 <mark>契約概要</mark> 注意喚起情報

●保険料の払込方法は「月払い」となります。

#### 12. 保険料の払込猶予期間等の取扱い 注意喚起情報

- ●保険料は保障開始した月より、組合員(ご加入者)の口座から 毎月26日(金融機関休業日の場合は翌営業日となります)に 引き落とされます。
- ■新規加入時の第1回目の保険料が引き落としできなかった場合は、その翌月に第1回目と第2回目の2か月分の保険料を引き落とします。このとき2か月分の保険料が引き落としてきなかった場合は加入の申し込みが不成立となり保険責任は開始しません。また自動継続加入後の第1回目の保険料の引き落としだっきなかった場合で、その翌月に2か月分の保険料が引き落としてきなかったときは、継続日(直近の1月1日)の午後4時にさかのぼって保険責任は終了し、その時以降に生じた事故によるケガや損害に対しては、保険金はお支払いできませんのでご注意ください。
- 第2回目以降の保険料が所定の引落日に引き落としができなかった場合は、その翌月に2か月分の保険料を引き落としますが、このとき2か月分の保険料が引き落としできなかった場合は1回目の引落不能月の1日午後4時にさかのぼって保険責任は終了し、その時以降に生じた事故によるケガや損害に対しては、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

### 13. 満期返れい金・契約者配当金 <mark>契約概要</mark>

■この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

#### ご加入時におけるご確認事項

#### 告知義務(加入申込書の記載上の注意事項) 注意喚起情報

た知義務とは、ご加入時に告知事項について事実を正確に知らせる義務のことです。告知事項とは、危険に関する重要な事項として共栄火災が告知を求めるもので、加入申込書においてよいてかついている項目のことです。この項目が事実と違っている場合、または事実を記載しなかった場合は、保険を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。告知事項の記載内容に誤りがないよう十分ご注意ください。 ●告知義務とは、

#### 告知事項

- ○被保険者本人のご職業
- ○他の保険契約
- 「他の保険契約」とは、標準傷害保険・普通傷害保険・ 家族傷害保険・交通事故傷害保険・ファミリー交通傷 害保険などの、身体のケガを保障する損害保険契約・ 生命保険契約・共済契約・特約をいいます。 (注)

#### 2. クーリングオフ 注意喚起情報

●お申込み後であってもお申込みの撤回または解除(クーリングオフ)を行う制度がありますが、本保険はクーリングオフの対象となりません。ご加入の際は、ご契約内容を十分にご確認くださ

#### 3. 死亡保険金受取人 注意喚起情報

傷害死亡保険金は被保険者の法定相続人にお支払いします。特定 の方を指定することはできません。

#### ご加入後におけるご確認事項

#### 1. ご注意いただく事項

- ご加入後、次の変更が生じる場合は、取扱代理店または共栄火 災にご連絡ください。 ○組合員(ご加入者)の住所や氏名が変更となる場合

  - ○被保険者本人の氏名が変更となる場合

#### 解約・脱退時の手続き 契約概要 注意喚起情報

ご加入後、この保険を解約される場合は取扱代理店または共栄火 災にご連絡ください。この場合、解約のご連絡から保険料の口座 引落が停止されるまでに所定の期間(ご加入の生協により異なり ます。)が必要となります。

#### ご注意いただく事項

- ●保険の解約に際しては、加入時の条件により、保障期間のうち 未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還しま
- ●始期日から解約日までの期間に応じて払込いただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。
- ●保険を解約される場合の書類のご提出締切日(書類受付日)は 毎月末日で保険責任の終了日はご提出締切日の翌々月1日の午後4時です。
- ■この保険は、生協の組合員とその家族のための保険です。組合員(ご加入者)が生協脱退等により組合員資格を喪失したときは、保険の解約手続きが必要となります。

#### 3. 被保険者からの解約 注意喚起情報

●被保険者がご加入者以外の方で、一定の条件に該当するときは、被保険者がご加入者以外の方で、一定の条件に該当するときは、被保険者は保険の解約を求めることができます。被保険者から解約の請求があった場合には、すみやかに取扱代理店または共栄火災にご連絡ください。

#### その他ご留意いただきたいこと

#### 保険会社破綻時等の取扱い 注意喚起情報

●引受保険会社の経営が破綻した場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、共栄火災も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」による補償の対象となり、引受保険会社が破綻した場合でも保険金・20、 れい金等は、80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金につきましては100%)まで保障されます。

## 2. 個人情報の取扱い 注意喚起情報

- 機関、保険金があります。
- 契約等の情報交換について 关約号の情報を接近されて 共栄火災は、この保険契約に関する個人情報について、保険契 約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団 法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会 社等の間で、登録または交換を実施することがあります。 #栄火災は、
- 再保険について 共栄火災は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求のために、再保険引受会社に提供することがあります。
- \*詳しくは共栄火災海上保険株式会社のホームページをご覧くださ ()<sub>o</sub>(https://www.kyoeikasai.co.jp/contents/privacy.html)

### 3. 重大事由による解除

- ▶次の事由に該当した場合には、保険を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。
  - ()保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガを生じさせ、または生じさせようとしたこと()保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと()暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められ
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額の合計額が著しく 過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるお それがあること
- ⑤上記のほか、①~④と同程度に共栄火炎の信頼を損ない、保 険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと

#### ご加入の継続について

●この保険制度の健全な運営のために、保険金請求状況や年齢などによっては、この制度への継続加入をお断りさせていただくことがほります。その場合は事前にご連絡します。

#### 5. 事故が起こった場合

- ●事故が起こった場合には、すみやかに取扱代理店または共栄火炎にご連絡ください。なお、保険金の請求を行う場合は、保険金請求書に加え、普通保険約款・特約に定める書類(※)のほか、必要な書類等をご提出いただくことがあります。
  ※被保険者または保険金要取人であることを確認するための書類
- として、印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の公的書類 をご提出いただくことがあります。

- ●損害賠償金の全部または一部を承認しようとされるときは、あらかじめ共栄火災にご相談ください。あらかじめご相談いただけない場合には、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。
- ●賠償事故の解決のために共栄火災がお手伝いする内容
- ○日本国内における賠償事故(日本国外の裁判所に訴訟が提起された場合を除きます。)の場合、示談交渉の進め方やその内容に関するご相談、示談書作成の援助等、示談交渉のお手 伝いをします。
- ○日本国内における賠償事故(日本国外の裁判所に訴訟が提起 された場合を除きます。) の場合、被保険者と被害者の同意があるときは、被保険者のために示談交渉を行ないます。ただし、被保険者が正当な理由なく共栄火災への協力を拒まれ た場合には、示談交渉を行ないません。
- ●被保険者全員が傷害死亡保険金の支払対象となる事故により死亡された場合、傷害死亡保険金をお支払いする前に、当年12月分までの未払保険料を請求させていただきます。
- 保険金の請求権につきましては、3年の時効がありますのでご 注意ください。

#### 6. 代理請求制度について(ご家族の方にも保険の加入内容についてお知らせください)

● この保険では、被保険者が高度障害状態等の事情により保険金を請求できない場合で、かつ、被保険者に法定代理人等がいない場合に代理請求制度を利用できます。被保険者と同居または生計を共にする配偶者の方等が、その事情を示す書類により共栄火災に申請いただき、共栄火災の承認を得ることで、被保険者の代理請求人として保険金を請求することができます。万一の場合に備えて、ご家族の方にも保険に加入していること、お

よび加入している保険の概要(保険会社名、お支払いする保 金の種類など)をお伝えいただきますようお願いいたします。 お支払いする保険

#### ご加入内容の確認事項 ~お申込みいただく前にご確認いただきたい事項~

本確認事項は、ご加入いただく保険がお客さまのご希望を満たした内容となっていること、加入申込書の内容が正しく記載されていること等を確認させていただくためのものです。

お手数ですが、本重要事項説明書を参照しながら、次の事項について再度ご確認のうえ、ご加入いただきますようお願いします。 なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。

#### ご確認いただきたい事項

- 1. この保険はお客さまのご意向を推定(把握)のうえご案内しています。ご加入内容が次の点でお客さまのご意向に合致しているか、よくご確認ください。
- □保障の種類(保険種類・保障する事故の範囲) □保障の内容(保険金の種類、保険金をお支払いする場合、 保険金をお支払いできない主な場合など)・特約の内容
- □保険金額(加入コース)
- 保障期間
- | 保険料・払込方法
- □被保険者の範囲
- 2. 加入申込書に記載された被保険者(本人)の『氏名』『満年齢』『性別』『職業・職種』等に誤りがないかご確認ください。
- 3. 重要事項説明書の内容にご不明な点がないかご確認ください。

#### 保障の概要 保険金をお支払いす る場合 保険金をお支払い できない主な場合 保険金 お支払いする保険金 の種類 ご加入者、被保険者(\*\*2)、保険金受取人の故意または重大な過失によるアガ 被保険者(\*\*2)が交通事 故等(\*\*3)によりケガ(\*\*4) (注)すでに支払った傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡 をされ、事故の日から 保険金額からすでに支払った金額を差し引いた額をお支払いし 保死傷 ●けんかや自殺・犯罪行為を行うこと その日を含めて180日 以内に死亡された場合 ● けんがで自殺・犯罪するを行うことによるケガ ● 自動車または原動機付自転車の無 資格運転、酒気帯び運転、麻薬等を 使用しての運転中に生じた事故によ 被保険者(\*\*2)が交通事 故等(\*\*3)によりケガ(\*\*4) 傷害後遺障害保険金額の4%~100%(\*\*1) をされ、事故の日から その日を含めて180日 以内に身体に所定の 後遺障害が生じた場 保後傷 ●脳疾患、疾病、 心神喪失によるケガ 険遺 ●妊娠、出産、流産、外科的手術などの医療処置によるケガ●戦争、内乱、暴動などによるケガ (\*6) 金害害 ●核燃料物質の有害な特性などによる ケガ ●0157などの細菌性食中毒 被保険者(\*\*2)が交通事 故等(\*\*3)によりケガ(\*\*4) をされ、事故の日から その日を含めて180日 との日を含めて180日 (注1)事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に 対しては、傷害入院保険金をお支払いできません。 (注2)傷害入院保険金が支払われるべき期間中に別の事故により 以内に入院された場合 イルスなどのウイルス性食中毒 保傷 ●むちうち症、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見(\*\*\*) 険景 金院 のないもの ●職務や実習のために船舶に搭乗して いる間のケガ ●航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機以外の航空機を操縦している間や職務のために当該航空機に搭乗している間のケガースを 保傷 険量 金術 機に日来している間のテカ グライダー、飛行船、超軽量動力機 またはジャイロプレーンに搭乗して またはジャイロノレーンに追ぶ いる間のケガ ●職務として荷役作業や交通乗用具の 修理、点検、整備、清掃の作業に従 事している間の、当該作業に直接起 因する事故によるケガ ●地震もしくは噴火またはこれらによ など 被保険者(\*\*2)が交通事 傷害通院保険金日額×通院日数(\*\*1) 故等(\*\*3)によりケガ(\*\*4) <90日限度> をされ、事故の日から その日を含めて180日 後金をお支払いできません。 (注2) 傷害通院保険金が支払いできません。 (注2) 傷害通院保険金が支払われる期間中に別の事故によりケガをされても、傷害通院保険金は重複してはお支払いできま 傷害通院保険 以内に通院された場 ロなお、通院には在また を含みますが、治療 を伴わない薬剤、診 で療器具等の (注3) 通院しない場合においても、骨折等のケガをされた場合において、所定の部位(\*\*\*) を固定するために被保険者以外の医師の指示によりギプス等(\*\*\*) を常時装着したときは、その日数 断書、医療器具等の受領のためのものは について保険金をお支払いします。 含みません。 次の偶然な事故によ り、国内外において他 人にケガをさせたこと もしくは他人の物を壊 したこと、または、国内 において電車等の運 行不能を引き起こした (注3) 他の保険契約等がある場合でそれぞれのでも (注3) 他の保険契約等がある場合でそれぞれのでも (注3) 他の保険契約等がある場合でそれぞれのでも (注3) 他の保険契約を表っるときは、2007 に関げる類ののであった。 ●ご加入者、被保険者(※2)の故意による損 ● 地震もしくは噴火またはこれらによる 津波による損害賠償責任 ●戦争、内乱、暴動などによる損害賠 償責任(\*6) 国人内賠 ●職務遂行に直接起因する損害賠償 の信 ● 横拐を「ガルマの競技または指導を職業としていない場合、職務としてのゴルフは保障対象となります。) ● 被保険者(\*\*\*\*)と同居する親族に対する 額が損害額を超えるときは、次の①・②に掲げる額のいずれかを保険金としてお支払いします。 ①他の保険契約等から保険金または共済金が支払われて の示談交渉サー見任保険金 いない場合 損害賠償責任 ○この保険契約の支払責任額 ②他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた ●他人からの預かり物の損害に対する場合 損害賠償責任 日本では、1990年 1990年 損害賠償責任 ●心神喪失に起因する損害賠償責任 ●自動車等の所有、使用または管理に 中田する指害賠償責任 など ② 公の算式によって算出した額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。 管理に起因する偶然 ヒス付き な事故 ○被保険者<sup>(\*2)</sup>の日常 生活に起因する偶然 他の保険契約等から 支払われた保険金ま たは共済金の合計額 な事故 保険金の額 指害の額

人の生命または身体 所定の方法により算定した、被保険者(\*\*2)またはその父母、配偶者 を害する意図をもって もしくは子が被る損害額 (治療費・逸失利益・精神的損害など)を お支払いします。 逃げにより、被保険 なお、被害事故補償保険は、傷害死亡、傷害後遺障害、傷害入院、 によるケガ 被害事故補償保険 の支払いします。 なお、被害事故補償保険は、傷害死亡、傷害後遺障害、傷害入院、 傷害手術、傷害通院の各保険金とは別にお支払いします。 (注1)1回の事故につき、被害事故補償保険金額が限度となります。 (注2)賠償義務者から取得した損害賠償金や各種法令等に基づ く給付、他の保険契約等から支払われた保険金または共済 \*2)が死傷された場 ●地震もしくは噴火またはこれらによる 型展している。
 津波によるケガ
 戦争、内乱、暴動などによるケガ<sup>(\*6)</sup>
 被保険者<sup>\*2)</sup>の親族による加害行為 全がある場合にはその合計額を損害額から差し引きます。 金がある場合にはその合計額を損害額から差し引きます。 (注3)上記(注2)のほか、損害を補償するために支払われる保険金、共済金その他の給付で、すでに取得したものがある場合には、その取得した給付額または評価額を損害額から差 ●むちうち症、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見(\*\*\*) のないもの ●被保険者<sup>(\*2)</sup>に対する刑の執行 し引きます。 ●被保険者<sup>(\*2)</sup>の故意または重大な過 1回の事故につき、弁護士費用(弁護士報酬、司法書士報酬や訴訟費用など)の額を、弁護士費用保険金として被保険者1名あたり 日本国内において発生した次の偶然な事故により被保険者(\*\*2) | 監費用など) の額を、弁護士費用保険金としく被保険者1名あたり300万円を限度にお支払いします。また、1回の事故につき、法律相談費用(弁護士、司法書士・行政書士への相談費用)の額を、法律相談費用保険金として被保険者1名あたり10万円を限度にお支払いします。
(注1)弁護士、司法書士、行政書士に依頼される場合は、必ずあらかじめ共栄火災にご連絡ください。共栄火災の同意を得ずに指字取機等、改要用かままれた場合 がケガをしたり、物が よる損害 壊れたりして被った被 害について、法律上の 損害賠償を請求して ●妊娠、出産、流産、外科的手術などの 医療処置による損害 ●地震もしくは噴火またはこれらによ ● 単等・内乱、暴動などによる損害 (\*\*)
● 自動車または原動機付き自転車等の所有・使用・管理に起因する事故によ に損害賠償請求費用や法律相談費用等を負担された場合は、保険金お支払いの対象になりません。 (注2)他の保険契約等がある場合でそれぞれの支払責任額の合 法律相談 計額が損害額を超えるときは、次の①・②に掲げる額のいずれかを保険金としてお支払いします。 対して保険金の請求が行われ る保険契約の保険者に対する損害賠償請求や法律相談 ①他の保険契約等から保険金または共済金が支払われて 談費用保険 いない場合 ○この保険契約の支払責任額 順調がド広保伯級 「行政書士への相談にかかる費用」 以外に行政書士に支払う費用 (例: 書類の作成や提出手続きの代理の対 価として支払う費用) など ○被保険者 (\*2) の日常 生活において発生 ②他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた ンた事故 (注) 弁護士費用、法 律相談費用の 負担により被保 険者に発生の ○次の算式によって算出し ンた額。 ただし、この保険契約 の支払責任額を限度とします。 他の保険契約等から支払 われた保険金または共済 金の合計額 る損害を保障 保険金の額 損害の額 するものです。 (※1)すでに存在していた身体の障害や病気(骨粗しょう症を含みます。)の影響によりケガの程度が重大となった場合は、その影響がなかった場合に相当する保険金(保険金額、日数等に割合を乗じて算出します。)をお支払いします。(ケガの原因が病気のみに起因する場合は保険金支払の対象となりません。)
(※2)被保険者(保険の保障を受けられる方)の範囲は下表のとおりです。続柄は、事故発生時におけるものをいいます。 ○偶然性=事故発生が予知できない、意思に基づか ないもの ○外来性=身体の外部からの作用によるものこの保険においては「乗物」としてお取扱いしないものがあります(スケートボード、原動機を用いないキックボード、ストライダー等)。詳しくは、取扱代理店または共栄火災までお問い合かせください。
(※4)「ケガ」には、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒やウイルス性食中毒は含みません。
(※5)対象となる手術は次のとおりです。
○公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表によって手術料の算定対象として列挙されている手術。ただし、創傷処理、抜歯などお支払い対象外の手術があります。
○先進医療に該当する診療行為。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為などお支払い対象外となるものがあります。 ○外来性=身体の外部からの作用によるもの

-
0

1 加入者証記載の被保険者の方をいいます。
2 ご本人またはその配偶者の「同居の親族および別居の未婚のお子さま」をいいます。「親族」とは、ご本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。「未婚」とは、これまでに婚姻歴のないことをいいます。(注)「同居」とは、生活の基盤を同一とし、居住空間を共有していることをいいます。また保険金支払いの原因となった事故発生時において、実際に同居していることが基準となります。
○「同居」となる場合の例・同一動地内の別棟(台所など通常の生活用設備を

○ | 同居」となる場合の例
・同一敷地内の別棟(台所など通常の生活用設備を備えている場合を除きます。) に住んでいる場合
・病院に一時的に入院されている場合 など
○ 「同居」とならない場合の例
・単身赴任、海外赴任している場合
・介護施設に永続的に入所されている場合 など
\* 3 被保険者が責任無能力者である場合は、その方の親権者・監督義務者等も被保険者に含みます。ただし、責任無能力者の方の事故に限ります。

「交通事故傷害危険のみ補償特約」を付帯してのお引き受けとな

ります。 (※3) [交通事故等]

。「交通事故等」とは以下のものをいいます。
●運行中の乗物(自動車・自転車、電車、バス、航空機、船舶など)との衝突、接触などの事故
●運行中の乗物(自動車・自転車、電車、バス、航空機、船舶など)の火災、爆発などの事故

●運行中の乗物に乗っている間の急激かつ偶然な外来の事故

●乗客として駅などの改札口を入ってから出るまでの乗降場

爆発などの事故
●乗物の火災による事故
(注) 急激かつ偶然な外来の事故とは…次の3項目を全て満たす場合をいいます。
○急激性=突発的に発生し、事故からケガまでの間に時間的間隔がないこと

のがあります

(※6)条件付戦争危険等免責に関する 部修正特約がセット

(※6)条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為によるケガ、損害賠償責任または損害は保障の対象となります。
(※7)医学的他覚所見とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
(※8)所定の部位とは、肩関節、ひざ関節等の上肢または下肢の3大関節部分、肋骨(ろっこつ)、胸骨等の保険約款に記載の部位をいいます。
(※9)ギプス(キャスト)、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子(シーネ、スプリント)固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハローベストをいいます。

#### 保険に関するお問い合わせ・ご相談・苦情は

商品・契約内容に関するお問い合わせ・ご相談・苦情は、取 扱代理店または共栄火災営業店までご連絡ください。

【事故が発生したときのご連絡先】

共栄火災事故受付センター

TEL0120-727-055 (通話料無料) 24時間 · 365日受付

#### 指定紛争解決機関

大学が、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

#### 一般社団法人日本損害保険協会そんぽADRセンター 03-4332-5241 (全国共通)

受付時間: 平日 午前9:15~午後5:00 詳レくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページ (https://www.sonpo.or.jp/) をご覧ください。

#### 株式会社コープピーアンドエス

式会社コークと一クシャエス 〒700-0026 岡山市1区 奉還町1-7-7 オルガ1階 TEL0120-743-786 受付時間:月~金 午前9:00~午後5:00

## 共栄火災海上保険株式会社

中国支店 岡山支社 〒700-0026 岡山市北区 奉還町1-7-7 オルガ7階 TEL086-214-3562 FAX086-255-0771 受付時間:平日(土・日・祝日・年末年始 (は除く)

午前9:00~午後4:45